


所管部課	市民部保険年金課	部長	村上 敏彰		
件名	東大和市国民健康保険人間ドック等受診料助成規則の一部を改正する規則について		区分		○ 1 審議事項
関係事項	条例規則				
	部課機関				
<p>1. 要旨</p> <p>平成30年4月1日からの国民健康保険の制度改革に基づく東大和市国民健康保険条例の改正等に合わせて、所要の改正を行うものである。</p> <p>(1) 改正点</p> <p>① 第1条中「第11条第5号」を「第11条第6号」に改める。</p> <p>② 第3条第1項第2号中「社団法人日本病院会」を「一般社団法人日本病院会」に、「社団法人全日本病院協会」を「公益社団法人全日本病院協会」に改める。</p> <p>(2) 施行日 平成30年4月1日</p> <p>(3) 影響及び効果 条例改正と整合を図る。</p>					
<p>2. 経過 (現時点に至るまでの経過)</p> <p>文書課において審査済み</p>					
<p>3. 留意事項 (問題点等)</p>					
<p>4. 主管部処理案 (検討結果等)</p> <p>庁議終了後、改正の手続きを進めたい。</p>					
<p>5. 審議結果</p>					

注：定例庁議の場合は、金曜日の正午までに提出。